

栗原市ふるさと会事業補助金交付要綱

平成18年6月19日

告示第87号

(趣旨)

第1条 都市部との地域間交流、情報交換等を通じ、栗原市(以下「市」という。)の発展に寄与する活動を行う在京等のふるさと会(以下「ふるさと会」という。)に対し、予算の範囲内において、栗原市ふるさと会事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付等に関しては、栗原市補助金等交付規則(平成17年栗原市規則第39号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象)

第2条 補助対象のふるさと会は、栗原市出身者で構成され、市の発展に寄与する活動を行っているものと認められるふるさと会とする。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費の額は、ふるさと会の事業運営等に要する経費とする。

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、ふるさと会の事業内容及び事業効果等を勘案して、市長が定める額とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするふるさと会は、栗原市ふるさと会事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第6条 規則第4条第2項の規定により付す条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業を変更する場合においては、栗原市ふるさと会事業計画変更承認申請書(様式第2号)により、又は補助事業を中止し、若しくは廃止する場合においては、栗原市ふるさと会事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)により、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(交付の決定)

第7条 市長は、第5条の規定により提出された申請書を審査の上、これを適当と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、申請者にその旨を通知するものとする。

(補助金の支払い方法)

第8条 補助金は、規則第5条に規定する補助金の交付の決定後、速やかに支払うものとする。

(実績報告)

第9条 規則第7条の規定による実績報告書の様式は、様式第4号によるものとし、次に掲げる書類を添えて、補助対象期間の翌年度の4月20日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査の上、これを適当と認めるときは、補助金の額の確定を行い、通知するものとする。

(経理等)

第11条 補助金の交付を受けたふるさと会は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助金の交付を受けたふるさと会は、前項の帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類を補助金の交付の決定を受けた日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(交付の取消し及び返還)

第12条 市長は、補助金の交付を受けたふるさと会が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の条件に違反したとき。
- (3) 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。